

TwooCa サービス利用規約

本規約は、株式会社 Kort Valuta（以下「当社」といいます。）が発行・管理・運営する第三者型前払式支払手段の発行に係る電子マネーの販売・チャージ及び決済並びに譲渡に係るサービス（以下「TwooCa サービス」といい、第1条に規定します。）の利用条件を定めるものです。利用者は、TwooCa サービスの利用者登録の完了又は利用開始をもって本規約に同意したものとします。利用者は、TwooCa サービスの利用者登録又は利用される前に、本規約を必ずお読みください。

第1条 （定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。

但し、別途定義された場合は、下記に限らないものとします。

1. 「TwooCa」とは、「ツウカ」と読み、“The worth of Cash(お金の価値)”に由来する当社の造語で、当社が提供するサービスの総称です。
2. 「TwooCa サービス」とは、本規約に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）のことをいいます。本サービスでは、TwooCa バリューアカウントにチャージした電子マネーや当社が付与した TwooCa ポイントを利用して、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店において物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の購入を行うことができます。また、チャージした電子マネーを他の利用者に譲渡することができます。
3. 「TwooCa マネートランスファーサービス」とは、当社が別途「TwooCa マネートランスファーサービス利用規約」に定めるサービスのことをいいます。TwooCa マネートランスファーサービスでは、TwooCa マネーアカウントにチャージした電子マネーを利用して、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店において、商品等の購入を行うことができます。また、チャージした電子マネーの出金や他の利用者への送金を行うことができます。
4. 「TwooCa アプリ」とは、当社が提供する本サービス及び TwooCa マネートランスファーサービス並びに当社が発行する電子マネーを取り扱う他のサービスを利用するためのアプリの総称をいい、当社が標準アプリとして提供する TwooCa アプリのほか、画面等にカスタマイズを施した TwooCa アプリ（アプリ名称が異なる場合もある）も含まれます。
5. 「TwooCa サービスサイト」とは、当社が提供する本サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスにおけるホームページ、当社の方針や規約類などの掲示等のサービス全般に係わる案内を行っているサイトのことをいいます。

6. 「利用者」とは、本規約に定める本サービスの利用を認められた TwooCa バリュアアカウントの保有者又は本サービスを利用するために TwooCa バリュアアカウントを開設しようとする者をいいます。
7. 「TwooCa バリュアアカウント」とは、当社所定の手続きに従い開設される本サービス及びその他の第三者型前払式支払手段発行業サービスを利用するためのアカウントのことをいいます。TwooCa バリュアアカウントは、資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行業において、電子マネーとして発行される TwooCa カフェテリアポイント及び TwooCa バリュー並びに当社のポイントサービスとして発行される TwooCa ポイントの各残高の保有及び取引の記録管理を行います。
8. 「TwooCa マネーアカウント」とは、当社所定の手続きに従い開設される TwooCa マネートランスファーサービス及びその他の資金移動業サービスを利用するためのアカウントのことをいいます。TwooCa マネーアカウントは、資金決済法上の資金移動業において、電子マネーとして発行される TwooCa マネーの残高の保有及び取引の記録管理を行います。
9. 「TwooCa アカウント」とは、TwooCa バリュアアカウント、TwooCa マネーアカウントの総称をいいます。
10. 「TwooCa カフェテリアポイント」とは、当社が資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行業において、利用者の所属する企業・団体等から業務提携契約に基づく資金の提供を受けて発行する、原則として現金の払戻が禁止されている電子マネーのことをいいます。TwooCa アプリにおいては、単に「カフェテリアポイント」又は「Cafeteria ポイント」又は「カフェポ」と表示する場合があります。TwooCa カフェテリアポイントは、TwooCa 加盟店のうち、TwooCa カフェテリアポイントの利用が可能な当社専用サイトに来店する TwooCa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます（当社専用サイト以外に来店する TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済には利用できません）。
11. 「TwooCa バリュー」とは、当社が資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行業において、利用者又は利用者の所属する提携企業等から対価の支払いを受けて発行する、原則として現金の払戻が禁止されている電子マネーのことをいいます。TwooCa アプリにおいては、単に「バリュー」と表示する場合があります。TwooCa バリューは、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます。また、TwooCa バリューは、保有する残高を他の利用者に譲渡することができます。
12. 「TwooCa ポイント」とは、当社のポイントサービスにおいて、当社が定める条件に従った利用者の一定の行為に対して、当社が対価の支払いを受けることなく無償で発行し付与するポイントのことをいいます。TwooCa アプリにおいては、単に「ポイント」又は「ツウポ」と表示する場合があります。TwooCa ポイントは、

TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます。

13. 「TwooCa バリューアカウント残高」とは、TwooCa バリューアカウントに保有する TwooCa カフェテリアポイント残高、TwooCa バリュー残高、TwooCa ポイント残高の総称をいいます。
14. 「TwooCa マネー」とは、当社が資金決済法上の資金移動業において、利用者又は利用者の所属する提携企業等から対価の支払いを受けて発行する電子マネーのことをいいます。TwooCa アプリにおいては、単に「マネー」と表示する場合があります。TwooCa マネーは、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます。また、TwooCa マネーは、保有する残高の出金及び他の利用者への送金を行うことができます。
15. 「TwooCa Visa 残高」とは、TwooCa バリューアカウントに保有する TwooCa バリュー残高及び TwooCa ポイント残高、TwooCa マネーアカウントに保有する TwooCa マネー残高の総称をいいます。TwooCa アプリにおいては、単に「Visa 残高」と表示する場合があります。
16. 「TwooCa カード」とは、当社が発行する Visa プリペイドカードのことをいいます。TwooCa カードには、非対面取引（EC サイト等での取引）でのみ利用可能な非券面発行タイプのバーチャル型と、実店舗での利用も可能なカード券面発行タイプのリアル型があります。TwooCa カードは、あらかじめ TwooCa アカウントにチャージされた TwooCa Visa 残高の範囲内で、Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用できるほか、リアル型 TwooCa カードでは、提携 ATM でのチャージや出金（TwooCa マネーに限る）にも利用することができます。
17. 「TwooCa 加盟店」とは、当社と TwooCa 加盟店契約を締結し、TwooCa カフェテリアポイント又は TwooCa Visa 残高を商品等の対価の支払手段として導入している法人又は個人事業主のことをいいます。
18. 「Visa 加盟店」とは、当社が提携する組織である Visa ブランドの加盟店をいいます。
19. 「提携企業等」とは、当社と企業等（病院、学校、会員組織、特定の事業プログラムの実施主体等を含みますが、これに限りません。）の間で、当該企業等の所属員に対する本サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの導入、又は TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの導入と労働基準法上の賃金の支払いに係る所定の提携契約を締結した組織・団体等のことをいいます。
20. 「TwooCa Ring」とは、当社が提携企業等を通じて販売するプリペイドカード型の Visa のタッチ決済機能及びバイタルデータ取得機能を搭載したリング型のウェアラブルデバイスのことをいいます。

21. 「Visa のタッチ決済」とは、Visa が提供する決済方法のひとつで、Visa のタッチ決済機能搭載のカード又は TwooCa Ring 等の機器を決済端末にかざして決済ができる非接触型の決済方法のことをいいます。利用者は、Visa のタッチ決済マークのある Visa 加盟店の実店舗において、商品等の購入をリアル型の TwooCa カード又は TwooCa Ring を用いた Visa のタッチ決済で行うことができます。
22. 「バイタルデータ」とは、利用者の睡眠時間、心拍数、体温（皮膚の表面温度）、歩数等の TwooCa Ring で取得するデータのことをいいます。利用者は、TwooCa Ring サービスの利用者である場合、取得したバイタルデータを使ったサービスを利用することができます。
23. 「TwooCa Ring サービス」とは、当社が別途「TwooCa Ring サービス利用規約」に定めるサービスのことをいい、利用者が TwooCa Ring を通じて取得するバイタルデータ及び TwooCa Ring アプリに登録した情報等の閲覧、その他健康増進に関する情報の提供を受けること等ができるサービスをいいます。
24. 「TwooCa Ring アプリ」とは、当社が別途提供する TwooCa Ring サービスを利用するためのアプリのことをいいます。

第2条 （TwooCa バリユーアカウントの開設）

1. 本サービスを利用するには、当社所定の方法に従い、TwooCa バリユーアカウントを開設する必要があります。但し、TwooCa バリユーアカウントの開設は、日本の居住者に限られ、非居住者は開設することができません。なお、TwooCa バリユーアカウントを保有する利用者が日本の居住者でなくなる場合、当該利用者は事前に当該アカウントの解約を行わなければなりません。
2. 利用者が未成年である場合、利用者は TwooCa バリユーアカウントの開設にあたって、あらかじめ親権者等法定代理人の同意を得るものとします。
3. TwooCa バリユーアカウントの開設にあたり、利用者が登録する情報はすべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録された情報に変更がある場合には、利用者は当社所定の方法により、速やかにこれを最新の情報に変更しなければなりません。
4. TwooCa バリユーアカウントの開設は、本サービスを導入する提携企業等の所属員が開設の申し込みを行い、当社が認める場合に開設することができます。なお、当社は、TwooCa バリユーアカウントの開設を認めない場合において、その理由の開示は行いません。
5. TwooCa バリユーアカウントは、原則 1 人につき 1 つのアカウントを保有するものとします。
6. 当社は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の継続的顧客管理の一環として、利用者に登録情報の確認を求めることがあります。また、本人確認済みの利用

者は、氏名、住居に変更があった場合又は外国籍の利用者で所持している在留カードの有効期限が満了する場合は、変更後の氏名、住所又は更新後の在留カードの情報で再度の本人確認を行う必要があります。利用者が当社の求めに応じない場合又は必要な本人確認を行わない場合、当社は、本サービスの全部若しくは一部の利用を停止できるものとし、当社は、これによって利用者に損害が発生しても、一切その責任を負わないものとします。

7. TwooCa バリューアカウントに関し、本規約に従い利用者が取得する一切の権利は、利用者に一身専属的に帰属します。利用者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与又は相続させることはできません。

第3条 (TwooCa カードの発行)

1. TwooCa カードには、バーチャル型とリアル型があります。利用者は、最初に、バーチャル型 TwooCa カードの発行を申し込むことができます。
2. リアル型 TwooCa カードの発行については、バーチャル型 TwooCa カードが発行された場合にのみ、その申し込みを行うことができます。
3. 利用者は、TwooCa カードの申し込みにあたって、当社所定の情報を当社に提供するものとします。
4. 当社は、当社所定の手続に従って、当社が認める利用者に対して、TwooCa カードを発行します。なお、リアル型 TwooCa カードが発行された場合、当該カードは当社から利用者に貸与するものであり、所有権は当社に帰属します。
5. 当社は、リアル型 TwooCa カードを発行する場合、利用者の申請した住所又は利用者が所属する企業等の担当部署に TwooCa カードを送付します。住所相違や利用者の不受理等で TwooCa カードが当社に返送された場合には、当社は 6 ヶ月以上の保管期間経過後、当該カードを廃棄できるものとします。
6. 利用者は、リアル型 TwooCa カードを受領した場合、自筆で当該カード裏面に署名するものとします。また、利用者は、リアル型 TwooCa カードを受領した場合、TwooCa アプリで当該カードの有効化を行います。有効化が行われた場合、TwooCa アプリのカード情報がバーチャル型 TwooCa カードの情報からリアル型 TwooCa カードの情報に置き換わり（カード番号も置き換わります）、バーチャル型 TwooCa カードの利用ができなくなり、リアル型 TwooCa カードの利用ができるようになります。
7. リアル型 TwooCa カードが磁気不良、IC チップ破損・汚損等の原因により利用できなくなった場合には、利用者は所定の手続きを行い、リアル型 TwooCa カードの再発行申請を行うことができます。

第4条 (TwooCa カードの有効期限及び更新)

1. TwooCa カードの有効期限は、TwooCa アプリのカード情報及び TwooCa カードの券面（リアル型の場合）に記載される有効期限となります。有効期限が過ぎた TwooCa カードは利用できなくなります。
2. 当社は、利用者から所定の期限までに TwooCa カードの利用を終了する旨の申し出がない場合、当社が認める利用者に対して、有効期限の到来に際し、当該カードの有効期限の更新を行い、利用者に発行しているカードと同種（バーチャル型又はリアル型）の新しいカードを発行します。
3. 当社は、新しいリアル型 TwooCa カードを発行した場合、利用者の申請した住所又は利用者が所属する企業等の担当部署に送付します。利用者は新しいリアル型 TwooCa カードを受領した場合、自筆で当該カード裏面に署名するものとします。また、利用者は、当該カードを受領した場合、TwooCa アプリで当該カードの有効化を行います。有効化が行われた場合、TwooCa アプリのカード情報が新しいリアル型 TwooCa カードの情報に更新され（カード番号は引き継がれます）、古いリアル型 TwooCa カードの利用ができなくなり、新しいリアル型 TwooCa カードの利用ができるようになります。
4. 新しいバーチャル型 TwooCa カードを発行した場合は、当該カードが発行された時点で、TwooCa アプリのカード情報が自動的に新しいバーチャル型 TwooCa カードの情報に更新され（カード番号も更新されます）、古いバーチャル型 TwooCa カードの利用ができなくなり、新しいバーチャル型 TwooCa カードの利用ができるようになります。

第5条 （TwooCa Ring の購入等）

1. 利用者の所属する提携企業等が当社との間で TwooCa Ring 購入に係る契約を行っている場合、利用者は、当該提携企業等の定める方法で TwooCa Ring の購入又は提供を受けることができます。
2. TwooCa Ring での Visa のタッチ決済機能の利用については、第3条第4項に定める TwooCa カード（バーチャル型、リアル型の別は問わない）の発行が認められた利用者でなければ利用することができません。なお、TwooCa Ring のバイタルデータ取得機能の利用にあたっては、TwooCa カードの発行有無に関係なく、当社が別途提供する TwooCa Ring アプリで利用することができます。
3. 利用者は、Visa のタッチ決済機能の利用開始にあたって、事前に TwooCa アプリで TwooCa Ring の有効化を行います。TwooCa Ring の有効化が行われた場合、当該 TwooCa Ring と TwooCa アカウントとの紐づけが行われ、TwooCa アカウントに保有する TwooCa Visa 残高 を利用した Visa のタッチ決済機能の利用ができるようになります。
4. TwooCa Ring が故障等により利用できなくなった場合には、利用者の所属する提

携企業等にお問い合わせください。

第6条 (TwooCa Ring に搭載の Visa のタッチ決済機能の有効期限及び更新)

1. TwooCa Ring に搭載の Visa のタッチ決済機能の有効期限は、当社が TwooCa Ring を発送した日から起算した 4 年後の応答日の属する月の月末とします。
2. TwooCa Ring に搭載の Visa のタッチ決済機能の有効期限が過ぎた場合、Visa のタッチ決済機能は利用出来なくなります。利用者が引き続き Visa のタッチ決済機能の利用を希望する場合は、新しい TwooCa Ring を準備したうえで、再度有効化を行う必要があります。なお、バイタルデータ取得機能の利用については、Visa のタッチ決済機能の有効期限に関係なく利用が可能です。

第7条 (利用者 ID、パスワード、TwooCa カード情報、TwooCa Ring 情報、TwooCa アプリに登録されているクレジットカード情報及び TwooCa カード並びに TwooCa Ring の管理)

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたって、当社所定の方法により、TwooCa アプリを利用するためのパスワードを登録しなければなりません。
2. 利用者が登録したパスワードを忘れた場合には、TwooCa アプリのログイン画面からパスワードの再登録を行うことができます。また、利用者が利用者 ID を忘れた場合には、利用者の所属する提携企業等の担当部署又は当社のお問い合わせ先にご照会ください。
3. 利用者は、利用者 ID 及びパスワード（以下「利用者 ID 等」といいます。）のほか、TwooCa アプリ上に表示される TwooCa カード情報、登録されているクレジットカード情報等及びリアル型 TwooCa カードに記載されるカード情報等を他人に知られないように厳重に管理するものとし、第三者に漏らしてはならないものとします。
4. 利用者は、TwooCa アプリ及び TwooCa バリューアカウント残高の利用に際し、利用者 ID 等及び TwooCa カードの情報、登録されているクレジットカードの情報、その他個人情報の窃取・悪用等の危険について、十分注意するものとします。
5. 利用者は、TwooCa カード又は TwooCa Ring を紛失した場合又は盗難に遭った場合、TwooCa カードの情報又は TwooCa Ring の情報が第三者により不正に取得されたことが疑われる場合には、直ちに TwooCa アプリにて TwooCa カード又は TwooCa Ring の決済利用停止を行ったうえで、当社のお問い合わせ先に届け出るものとします。
6. 当社は、TwooCa カード又は TwooCa Ring の紛失又は盗難、及び TwooCa カードの情報又は TwooCa Ring の情報の漏えいによって、第三者による不正利用の発生又はそのおそれがあると判断した場合、TwooCa カード又は TwooCa Ring の決済

利用停止を行うことがあります。

7. 利用者は、利用者 ID 等やクレジットカード等の登録情報が第三者に不正使用されていることが判明した場合には、直ちに当社のお問い合わせ先に連絡のうえ、当社の指示に従うものとします。
8. 利用者 ID 等を使用して行われた行為は、当該利用者の本人による行為とみなし、それによって生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。利用者は、利用者 ID 等の第三者による不正使用を疑う場合には、直ちにパスワード変更を行うものとします。
9. 利用者による利用者 ID 等の管理又は誤用に起因して生じた利用者の損害について、当社は責任を負わないものとします。
10. TwooCa カード及び TwooCa Ring の盗難又は紛失によって発生した不正利用に関して、当社は責任を負わないものとします。

第8条 (TwooCa カフェテリアポイントのチャージ)

1. 利用者は、利用者が所属する提携企業等から、TwooCa バリュアアカウントに TwooCa カフェテリアポイントの付与を受ける（労働基準法上の賃金に該当しない、福利厚生を目的とするものに限る）ことができます。但し、当社が別途定め公表する TwooCa カフェテリアポイントの残高上限額を超えて付与を受けることはできません。
2. 当社は、利用者が所属する提携企業等から TwooCa カフェテリアポイントの付与依頼を受けた場合、当該提携企業等との間であらかじめ定めた時期に、利用者の TwooCa バリュアアカウントにチャージを行います。当該チャージが行われた場合、チャージに相当する TwooCa カフェテリアポイントが利用者の TwooCa カフェテリアポイント残高に加算されます。
3. 利用者及び当該提携企業等は、前項のチャージ処理完了後は、意図しないチャージであっても、法令に定める場合を除き、当該 TwooCa カフェテリアポイントのチャージを取り消すことはできません。

第9条 (TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa ポイントによる決済)

1. 利用者は、当社所定の方法により、当社が別途定め公表する決済上限額の範囲内で、当社専用サイトに出品する TwooCa 加盟店での商品等の購入代金の決済に、TwooCa カフェテリアポイントを利用することができます。
2. 利用者が当社専用サイトに出品する TwooCa 加盟店で TwooCa カフェテリアポイントを利用した商品等の購入代金の決済を行った場合、利用額に相当する TwooCa カフェテリアポイントが利用者の TwooCa カフェテリアポイント残高から減算されます。

3. 利用者は、商品等の購入代金の決済を行った場合には、TwooCa アプリに表示される取引内容を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当該加盟店に申し出るものとします。
4. 当社は、利用者と TwooCa 加盟店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる責任も負わないものとします。万一、代金決済後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、当社は TwooCa カフェテリアポイントの返還等を行う義務を負わず、利用者と TwooCa 加盟店との間で解決していただくものとします。
5. 対象加盟店との間における対象商品に係る取引に関して、キャンセル、取り消し等により返金すべき事象が生じたときは、当社は、返金額と同額を第 2 項に基づき減算された TwooCa カフェテリアポイント残高の範囲内で返却します。

第10条 (TwooCa カフェテリアポイントの払戻し)

当社は、理由の如何を問わず TwooCa カフェテリアポイントに関して、法令等に定める例外に該当すると当社が認める場合又は法令等により払戻しが義務付けられている場合を除き、払戻しは一切行いません。

第11条 (TwooCa カフェテリアポイント残高、利用履歴等の確認)

利用者が保有する TwooCa カフェテリアポイントの残高、利用履歴等は、TwooCa アプリで確認することができます。

第12条 (TwooCa カフェテリアポイント残高の有効期間)

TwooCa カフェテリアポイント残高の有効期間は、TwooCa カフェテリアポイント残高が最後に増減した日から 5 年間です。有効期間が過ぎた場合は、当該残高は失効します。

第13条 (TwooCa バリューのチャージ)

1. 利用者は、当社所定の以下のいずれかの方法により、当社から TwooCa バリューを購入し、TwooCa バリューアカウントにチャージすることができます。但し、当社が別途定め公表する TwooCa バリューの残高上限額及びチャージ上限額を超えてチャージを行うことはできません。
 - (1) 提携先金融機関の ATM での入金
 - (2) 当社が指定する銀行口座への振り込み
 - (3) クレジットカードでの入金
2. 利用者が当社所定の方法で TwooCa バリューアカウントにチャージを行った場合、チャージに相当する TwooCa バリューが利用者の TwooCa バリュー残高に加算されます。なお、チャージが ATM 又はクレジットカードで行われた場合は、原則、

即時に TwooCa バリユー残高に加算されますが、銀行口座振込みで行われた場合には、TwooCa バリユー残高に加算されるまでに一定の時間を要します。

3. 利用者は、利用者が所属する提携企業等から、TwooCa バリユーアカウントに TwooCa バリユーの付与を受ける（労働基準法上の賃金に該当しないものに限る）ことができます。但し、当社が別途定め公表する TwooCa バリユーの残高上限額を超えて付与を受けることはできません。
4. 当社は、利用者が所属する提携企業等から TwooCa バリユーの付与依頼を受けた場合、当該提携企業等との間であらかじめ定めた時期に、利用者の TwooCa バリユーアカウントにチャージを行います。当該チャージが行われた場合、チャージに相当する TwooCa バリユーが利用者の TwooCa バリユー残高に加算されます。
5. 利用者及び当該提携企業等は、第1項及び前項に定める TwooCa バリユーのチャージ手続き完了後は、意図しないチャージであっても、法令に定める場合を除き、当該 TwooCa バリユーのチャージを取り消すことはできません。
6. 利用者は、チャージに際し手数料が掛かる場合があります。予め、TwooCa サービスサイトをご確認のうえ、ご利用ください。

第14条 （TwooCa バリユーのオートチャージ）

1. 利用者は TwooCa バリユーについて、オートチャージを設定することができます。
2. 利用者がオートチャージを設定した場合、TwooCa バリユー残高利用時に、利用後残高が事前に設定した残高を下回った場合、設定した金額で自動的にチャージを行います。
3. 当社は、以下の場合については、オートチャージが行われなかったとしても、それによって生じる不利益、損害については一切責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピューターシステム異常等の不可抗力が生じた場合
 - (2) コンピューターシステムの保守等やむを得ない事情が発生した場合

第15条 （TwooCa バリユー、TwooCa ポイントによる決済）

1. 利用者は、当社所定の方法により、当社が別途定め公表する決済上限額の範囲内で、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に、TwooCa バリユー及び TwooCa ポイント（以下「TwooCa バリユー残高等」といいます。）を利用することができます。また、利用者が希望しない場合、TwooCa ポイントを利用しないこともできます。但し、年会費・月会費、接続料、その他反復継続的に料金が発生する取引、ガソリンスタンドや高速道路、一部のホテル等での取引、海外での特定の取引等については、Visa 加盟店において、TwooCa バリユー残高等での代金決

済ができない場合があります。また、商品券その他金券類・はがき・切手・印紙類については、Visa 加盟店における TwooCa バリュー残高等の利用が制限される場合があります。なお、Visa 加盟店によっては、店舗独自に決済上限額を定めている場合がありますので、この場合には当該店舗の定めに従います。

2. 利用者が Visa 加盟店の実店舗において、商品等の購入代金の決済を行う場合、リアル型 TwooCa カードを店舗に提示した決済のほか、Visa のタッチ決済マークのある実店舗においては、リアル型 TwooCa カード又は TwooCa Ring を決済端末にかざした Visa タッチの決済で行うことができます。
3. 利用者が TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店で TwooCa ポイントの利用を希望せずに TwooCa バリュー残高等で商品等の購入代金の決済を行った場合、利用額に相当する TwooCa バリューが利用者の TwooCa バリュー残高から減算されます。
4. 前項の商品等の購入代金の決済において、利用者が TwooCa ポイントの利用を希望した場合には、TwooCa ポイントが優先して利用され、不足額について TwooCa バリューが利用されます。TwooCa ポイントが決済に利用された場合には、利用額に相当する TwooCa ポイントが利用者の TwooCa ポイント残高から減算されます。
5. 利用者は、商品等の購入代金の決済を行った場合には、TwooCa アプリに表示される取引内容を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当該加盟店に申し出るものとします。
6. 当社は、利用者と TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関しても責任を負わないものとします。万一、代金決済後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、当社は TwooCa バリュー残高等の返還等を行う義務を負わず、利用者と TwooCa 加盟店又は Visa 加盟店との間で解決していただくものとします。
7. 対象加盟店との間における対象商品に係る取引に関して、キャンセル、取り消し等により返還すべき事象が生じたときは、当社は、返還額と同額を第 3 項及び第 4 項に基づき減算された TwooCa バリュー残高等の範囲内で、TwooCa バリュー、TwooCa ポイントの順番で返還します。

第16条 (Visa 加盟店利用時における決済金額の一時凍結)

1. 一部の Visa 加盟店では、オーソリゼーション (TwooCa バリュー残高等の利用が可能であるかの確認) を行ってから決済金額が確定するまでに、一定の期間を要する場合があります。この場合、オーソリゼーションの時点で所定の金額 (通常、1 円～2 円程度) が暫定決済金額として一定期間凍結され、TwooCa バリュー残高等から減算されます。
2. 決済金額が確定した場合又は Visa 加盟店の定める期間が経過した場合、最終確定

決済金額と暫定決済金額との相殺が行われます。但し、決済金額が確定した時点において、既に TwooCa バリューアカウントが解約済みである場合には、当該相殺は行わないものとします。

3. 相殺において、暫定決済金額に余剰が発生している場合は、当該余剰金額が利用者の TwooCa バリュー残高等に加算することにより返還され、暫定決済金額に不足が発生している場合は、当該不足金額が TwooCa バリュー残高等から減算されます。
4. 前項において、TwooCa バリュー残高等から減算できない場合は、利用者は TwooCa バリューをチャージして支払います。利用者からの支払いが行われない場合、当社が Visa 加盟店に対し立替払いを行います。利用者は当社が立替えた金額を所定の支払期日までに、当社に所定の方法で支払うものとします。なお、当該支払いが行われなかった場合は、利用者は当社に対して、当該支払期日から支払いが完了するまでの期間、年 14.6%の遅延利息についても支払うものとします。

第17条 (Visa 加盟店海外店舗利用時の決済)

1. 利用者が、海外にある Visa 加盟店で外国通貨建て商品等の購入代金の決済を行った場合、為替レートの変動により、当初の決済金額（以下、「当初決済金額」といいます。）と最終的に確定した金額（以下、「最終確定金額」といいます。）に差異が生じる場合があります。
2. 当初決済金額は、当該海外 Visa 加盟店での取引を処理する決済ネットワーク運営事業者所定の為替レートに基づき円換算されたうえで「日本円」にて表示され、表示された日本円に相当する TwooCa バリュー残高等が減算されます。
3. 最終確定金額が確定すると清算処理が行われます。但し、最終確定金額が確定した時点において、既に TwooCa バリューアカウントが解約済みである場合には、当該清算処理は行わないものとします。
4. 清算処理は、当初決済金額が最終確定金額に対し不足額がある場合、不足額に相当する TwooCa バリュー残高等が減算され、当初決済金額が最終確定金額を超過する場合には、超過額を TwooCa バリュー残高等に加算することにより返還します。
5. 前項において TwooCa バリュー残高等から減算できない場合は、利用者は TwooCa バリューをチャージして支払います。利用者からの支払いが行われない場合、当社が Visa 加盟店に対し立替払いを行います。利用者は当社が立替えた金額を所定の支払期日までに当社に支払うものとします。なお、当該支払いが行われなかった場合は、利用者は当社に対して、当該支払期日から支払いが完了するまでの期間、年 14.6%の遅延利息についても支払うものとします。
6. 海外にある Visa 加盟店での取引については、当該取引の事務処理のため、当社所定の「海外サービス手数料 (4.5%)」が発生します。支払いは、決済の際に TwooCa

バリュー残高等から減算されます。

7. 海外にある Visa 加盟店での取引がキャンセルされた場合、当社は、当該決済金額を TwooCa バリュー残高等に加算することにより返還します。この場合、利用者は、返還時の為替レートの変動により返還額と当初の決済額に差異が生じる可能性があることを了承しているものとします。
8. 海外サービス手数料は、外国通貨建て商品等の購入取引がキャンセルされた場合であっても返還されません。

第18条 (TwooCa バリューの譲渡)

1. 利用者は、当社所定の方法により、当社が別途定め公表する送金（譲渡）上限額の範囲内で、保有する TwooCa バリューを、TwooCa バリューアカウントを保有する他の利用者に譲渡することができます。
2. 利用者が TwooCa バリューの譲渡を行った場合、譲渡額に相当する TwooCa バリューを利用者の TwooCa バリュー残高から減算し、受取人の譲渡資金受取時に、受取人の TwooCa バリュー残高に加算します。
3. 利用者は、TwooCa マネーアカウントの保有者から TwooCa マネーの送金を受けることができます。当社は、利用者が TwooCa マネーアカウントの保有者から TwooCa マネーの送金を受ける場合、利用者の譲渡資金受取時に、送金人が送金資金の TwooCa マネーをもって同額の TwooCa バリューを購入し、その購入した TwooCa バリューを利用者に譲渡したものとみなし、本件の譲渡も含む利用者が譲渡を受けた TwooCa バリューの合計額を利用者の TwooCa バリュー残高に加算します。
4. 利用者が TwooCa バリューの譲渡を受ける場合、TwooCa バリューの残高上限額の範囲内で譲渡を受けることができます。利用者が受ける譲渡額と保有している TwooCa バリューの残高の合計額が当社所定の残高上限額を超える場合には、譲渡を受けることができません。
5. TwooCa バリューの譲渡完了後は、法令に定める場合を除き、当該譲渡の取り消しを行うことができません。誤って意図しない譲渡が行われた場合、当事者間で直接これを解決するものとします。

第19条 (譲渡に係る責任)

1. 当社は、TwooCa バリューの譲渡に関する当事者間の取引その他の法律関係に関して、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。
2. TwooCa バリューの譲渡完了後は、当該譲渡の原因となった反対債務の不履行又は不完全履行、当事者の不法行為又は違法行為、その他の問題（以下、「問題等」

といいます。)が生じた場合であっても、当社は、法令等で義務付けられている場合を除き、TwooCa バリユーの返還等を行う義務は負わず、係る問題等は当事者間で直接これを解決するものとします。また、当社が係る問題等に対応したことにより当社に損害が生じた場合には、これを当該当事者が当社に賠償するものとします。

第20条 (TwooCa バリユーの払戻し)

当社は、理由の如何を問わず TwooCa バリユーに関して、法令等に定める例外に該当すると当社が認める場合又は法令等により払戻しが義務付けられている場合を除き、払戻しは一切行いません。

第21条 (TwooCa バリユーの残高、利用履歴等の確認)

利用者が保有する TwooCa バリユー残高、利用履歴等は、TwooCa アプリで確認することができます。

第22条 (TwooCa バリユー残高の有効期間)

TwooCa バリユー残高の有効期間は、TwooCa バリユー残高が最後に増減した日から 5 年間です。有効期間が過ぎた場合は、当該残高は失効します。

第23条 (TwooCa ポイントの付与)

1. 当社は、当社のポイントサービスとして、当社又は業務提携先が定める条件に従った利用者の一定の行為に対して、当社が利用者から対価の支払いを受けることなく、利用者に対して無償で TwooCa ポイントを付与することがあります。
2. TwooCa ポイントに関する付与条件等の具体的事項等については、別途、当社 TwooCa サービスサイト、TwooCa アプリ、その他当社所定の場所に掲示します。

第24条 (TwooCa ポイントの取扱い)

1. 利用者は、TwooCa アプリにて、TwooCa ポイントの残高、利用履歴等を確認することができます。
2. 利用者は、保有する TwooCa ポイントを本サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスにおける商品等の購入代金の決済に利用することができます。
3. TwooCa ポイントの有効期間は、TwooCa ポイントが付与された日から 2 年間です。付与された日から 2 年経過した TwooCa ポイントは失効します。
4. TwooCa ポイントが付与された決済が取り消された場合は、付与された TwooCa ポイントも取り消されます。
5. TwooCa ポイントの取り消しにおいて、TwooCa ポイント残高が不足し、全部又は

一部が取り消しできない場合には、不足額に相当する TwooCa バリユーを利用者の TwooCa バリユー残高から減算します。なお、利用者が TwooCa マネートランスファーサービスを利用している場合は、TwooCa ポイント残高の不足相当額について、TwooCa バリユー、TwooCa マネーの順番で利用者の TwooCa バリユー残高、TwooCa マネー残高から減算します。

6. TwooCa ポイントの払い戻しや換金はできません。
7. 次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用者に事前に通知することなく、利用者が保有する TwooCa ポイント残高の全部又は一部を失効させることができるものとします。
 - (1) TwooCa ポイントが法令や本規約等に違反している場合又はその可能性がある場合
 - (2) 利用者に違法行為若しくは不正行為があった場合、又は本規約等に違反した場合
 - (3) 当社が TwooCa ポイントの廃止を決定した場合
 - (4) その他、利用者が保有する TwooCa ポイントを失効させることが適当と当社が判断した場合

第25条 （手数料）

1. 本サービスに係る手数料は、別途当社が運営するウェブサイト内の手数料に関する場所に掲示するとおりとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に要する通信費用、その他一切の費用を負担するものとします。

第26条 （公租公課）

1. 利用者は、本サービスの利用並びに本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課を負担するものとします。
2. 利用者が前項により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課（消費税等を含みます。）が変更された場合は（新たに追加され、又は廃止される場合を含みます。）、利用者は、変更後の公租公課を負担するものとします。

第27条 （反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、現在、以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員

- (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知的暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、自己又は第三者をして、以下のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をする、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が第 1 項又は前項の各号のいずれかに違反している疑いがあると判断した場合、当社は、何らの通知、催告なしに、直ちに本サービスの利用停止、TwooCa バリユーアアカウントの解約を行うことができるものとします。
4. 解約時、TwooCa バリユーアアカウントに有効な TwooCa バリユーアアカウント残高を保有している場合は、解約手続きをもって、当該アカウントに保有するすべての残高は失効するものとします。
5. 第 3 項又は前項により、利用者に損害が生じても、当社は一切その責任を負わないものとします。
6. 第 3 項第 4 項の措置により、当社に損失、損害、費用等が生じた場合は、当社は利用者に損害賠償を請求できるものとします。
7. 第 3 項の規定により TwooCa バリユーアアカウントの解約が行われた場合、本サービスに係る利用規約に基づく契約がすべて終了し、利用者の本サービスに係る権利は理由を問わずすべて消滅するものとします。これにより、本サービス及び TwooCa アプリの利用が一切できなくなります。

第28条 （本サービスの中断・停止等）

1. 次のいずれかに該当する場合、当社は予告なしに本サービスの全部又は一部の提供を中断・停止することができるものとします。
- (1) システムメンテナンス及び機能向上のための改修が必要と当社が判断した場合
 - (2) コンピューターウイルス、不正アクセス又はネットワークの障害や機器の故障等により、本サービスの提供が困難になった場合
 - (3) 火災・停電等により、本サービスの提供が困難となった場合
 - (4) 地震・洪水・戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供

が困難となった場合

(5) その他、やむを得ない事情により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

2. 当社は、前項に定める事項により生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由による場合には、第35条に従うものとします。

第29条 （不正利用等のおそれによる利用制限）

1. 当社は本サービスが、利用者以外の第三者による不正利用又はそのおそれがあると判断した場合には、利用者の本サービスの利用の全部又は一部を制限することがあります。
2. 前項の規定により利用者が損害を被った場合、当社は、間接損害、特別損害及び逸失利益については予見可能性の有無を問わず、その損害賠償責任の一切を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第30条 （禁止事項）

利用者は、理由の如何にかかわらず、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社所定の方法以外の方法により本サービス又は利用者 ID 等を利用する行為
- (2) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (3) 本サービス、TwooCa カード又は TwooCa Ring を第三者に利用させる行為
- (4) マネー・ローンダリング目的で TwooCa カード又は TwooCa Ring を保有し、又は本サービスをマネー・ローンダリングに利用する行為
- (5) 本サービスを営利目的で利用する行為
- (6) 換金を目的として、TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa バリュー、TwooCa ポイント、TwooCa カード又は TwooCa Ring を利用する行為
- (7) 不正な方法により TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa バリュー、TwooCa ポイント、TwooCa カード又は TwooCa Ring を取得し、あるいは不正な方法で取得された TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa バリュー、TwooCa ポイント、TwooCa カード又は TwooCa Ring であることを知って利用する行為
- (8) TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa バリュー、TwooCa ポイント、TwooCa カード又は TwooCa Ring を偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa バリュー、TwooCa ポイント、TwooCa カード又は TwooCa Ring であることを知って利用する行為
- (9) 利用者 ID 等の取得・利用にあたり、虚偽の情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）を登録する行為

- (10) 複数の TwooCa バリユーアアカウントを開設する行為（当社が認める場合を除く）
- (11) 当社、他の利用者又はその他の者の利益を害する行為
- (12) 本サービスに係るシステムを損壊、解析又は複製する行為
- (13) 営利・非営利を問わず、TwooCa サービスサイトの全部又は一部の複製、頒布、貸与、譲渡又は公衆送信をする行為
- (14) TwooCa サービスサイトの変更、修正、編集、切除又はその他を改変する行為
- (15) TwooCa サービスサイトの全部又は一部について、利用者自身や他人のホームページに掲載、配布又はその他に利用する行為
- (16) 当社又は第三者の特許権、商標権、著作権、その他の財産的又は人格的な権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (17) 他人の利用者 ID 等を不正に使用する行為、及び自己の利用者 ID 等を他人に使用させる行為
- (18) 当社及び TwooCa サービスサイトに係る権利者の名誉、人格又は信用等を毀損する行為若しくは不利益を与える行為
- (19) 本サービスの運営を妨げる行為、誹謗する行為又は信用等を毀損する行為
- (20) 犯罪行為、又は犯罪行為を誘発するあるいは犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- (21) 他の利用者、その他第三者に損害を与える行為又は誹謗・中傷する行為
- (22) 当社に損害を与える又は与えるおそれのある行為
- (23) その他当社が不適當と認める行為

第31条 （本サービスの終了）

当社は、社会情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合により、事前に告知のうえ、本サービスの全部又は一部を終了する場合があります。

第32条 （TwooCa バリユーアアカウントの解約）

1. 利用者は、当社所定の方法により、TwooCa バリユーアアカウントを解約することができます。また、利用者が日本の居住者でなくなったことが判明した場合や提携企業等の所属員としての地位を失った場合は、当社は何ら催告することなく、その判明した日又はその地位を失った日から2営業日経過後に、利用者のTwooCa バリユーアアカウントを解約できるものとします。
2. 前項により、TwooCa バリユーアアカウントの解約が行われた場合、本サービスに係る利用規約に基づく契約がすべて終了し、利用者の本サービスに係る権利は、理由を問わずすべて消滅するものとします。これにより、本サービス及びTwooCaアプリの利用が一切できなくなります。
3. 前項によりTwooCaアプリの利用ができなくなった場合、当社専用サイト「ギフ

ト」で購入した、ギフト券、クーポン券、他社ポイント、その他利用券等については、実商品等への交換ができなくなります。利用者は、TwooCa バリユーアカウントが解約される前に、当社専用サイト（ギフト）で購入した商品等の実商品等への交換を済ませておくものとします。

4. TwooCa バリユーアカウント解約時、当該アカウントに有効な TwooCa バリユーアカウント残高を保有している場合は、解約手続きをもって、保有する TwooCa バリユーアカウント残高はすべて失効するものとします。
5. 当社は、TwooCa バリユーアカウント解約時に失効する TwooCa バリユーアカウント残高については返金を行わないものとします。利用者は、TwooCa バリユーアカウントが解約される前に、TwooCa バリユーアカウントに保有する各残高をすべて使いきるものとします。
6. 利用者が誤って TwooCa バリユーアカウントを解約した場合であっても、解約手続きをもって本サービスに係る利用契約はすべて終了し、TwooCa バリユーアカウントに記録されていた利用者の権利及び情報の復旧、TwooCa カードの利用及び TwooCa Ring の決済機能の利用はできなくなりますのでご注意ください。

第33条 （解除）

当社は、利用者が以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、何ら催告することなく、利用者による本サービスの全部若しくは一部の利用を停止し、又は本サービスに係る利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 法令又は本規約等に違反した場合
- (2) 利用者の登録情報に虚偽の事実があることが判明した、又は虚偽である可能性があるとして当社が判断した場合
- (3) 本サービスが法令や公序良俗に反する行為、又は犯罪行為若しくはその他不正な取引に利用され、又はそのおそれがある場合
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 差押、仮差押、仮処分の申立、又は滞納処分を受けた場合
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始その他倒産手続開始の申立を受けた場合、若しくはこれらの申立を自らした場合
- (7) 死亡した場合
- (8) 警察や裁判所その他の行政機関から要請又は命令があった場合
- (9) マネー・ローンダリングが判明した場合や警察からの要請により、TwooCa バリユーアカウントの凍結要請があった場合
- (10) TwooCa バリユーアカウントに、TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa バリユーのいずれの残高も保有していない場合であって、かつ、1年以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対し応答がない場合

- (11) その他当社が利用者として相応しくないと判断した場合

第34条 （契約解除時の取扱い）

前条の規定により、本サービスに係る利用契約が解除された場合には、利用者は、理由の如何を問わず本サービスに係る一切の権利を失うものとし、利用者が TwooCa バリユーアカウントに保有するすべての残高は失効するものとします。あわせて、当社は、利用者の行為により当社が被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に請求できるものとします。

第35条 （損害賠償）

1. 当社は、利用者が利用する端末における本サービスの正常な動作を保証するものではなく、通信環境の状況、その他の事由により、本サービスが利用できない場合であっても、当社は、サポートの提供、その他一切の責任を負うものではありません。
2. 当社の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有する TwooCa カフェテリアポイント残高、TwooCa バリユー残高の合計額に限られるものとし、間接損害、特別損害及び逸失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
3. 利用者は、本規約に違反したことにより、当社、TwooCa 加盟店、Visa 加盟店、他の利用者又はそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。

第36条 （不正利用に基づく補償）

1. 利用者は、第7条第8項、第9項、第10項の規定にかかわらず、以下に記載する事象により損害を被った場合、当社に対して補償を求める（以下「補償請求」といいます。）ことができます。
 - (1) TwooCa バリユーアカウントに関する情報が第三者に不正に取得（盗取、詐取等）された場合又はモバイル端末の紛失や盗難により、利用者が意図せず、第三者により TwooCa カフェテリアポイント残高、TwooCa バリユー残高が不正利用された場合
 - (2) TwooCa バリユーアカウントに登録されているクレジットカードに関する情報が第三者に不正に取得（盗取、詐取等）され、利用者が意図せず、第三者により当該カード情報が不正利用された場合

- (3) 上記(1)～(2)に該当しないケースであっても、個別の判断において、利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等の不正利用による利用者の損害であると当社が認める場合
- 2. 利用者は、不正利用による損失を認識した時には、直ちにその状況を当社に連絡するものとし、不正利用による損失を認識した日の翌日から起算した30日以内に、当該不正利用及び損害を警察署に申告(相談も含む)したうえで、当社所定の方式に従い補償請求を行うものとします。なお、損失を認識した日の翌日から起算した30日を過ぎた場合や警察署に申告を行うことができなかった場合であっても、補償請求者がその理由を合理的な根拠をもって説明ができる場合で、当社がそれを認める場合には、補償請求できるものとします。また、当社に対し、所定の方式に従い、損害の発生並びに補償請求者が当社以外の第三者から受けられる補償の有無及び内容(既に補償を受けた場合には、その事実を含みます。)を正確に通知しなければならないものとします。さらに、補償請求者は、前記に加えて、以下の事項にも対応しなければならないものとします。
 - (1) 損害の発生及びその拡大の防止に努力すること
 - (2) 当社が求める場合、不正利用者発見への協力、必要とする書類、証拠等の速やかな収集・提出、当社の損害調査への協力を行うこと
 - (3) クレジットカード情報が不正利用された場合については、当該カードの発行元に対しても、不正利用の届出を行うこと
- 3. 本条における「損害」は、第1項各号に定める事象によって、本サービスにおいて、利用者の意図に反した不正なチャージ、決済、譲渡が行われた時点をもって、損害発生とします。
- 4. 当社は、利用者から補償請求受付後、請求内容及び当社による確認・調査の結果、その他事情を審査し、以下のいずれにも該当しないと判断した場合は、利用者に補償を行います。但し、以下のいずれか(第4号を除く)に該当する場合であっても、それがやむを得ない事情であって、補償請求者が合理的な根拠をもって説明ができ、当社においてもそれがやむを得ない事情であると判断した場合には、例外的に補償を行う場合があります。
 - (1) TwooCaカード及びTwooCa Ringの紛失、盗難によって発生した不正利用による損害
 - (2) 当社所定の方法による本人確認を行っていない場合
 - (3) 不正利用による損害の発生から60日を経過している補償請求
 - (4) 利用者の故意若しくは重過失、又は法令違反に起因する不正利用
 - (5) 利用者が行った不正利用(第三者に強要されて行った不正利用を含む)
 - (6) 利用者の家族、近親者、同居人、利用者の依頼(家族、近親者等による依頼を含む)を受けて介護、世話等をする者、利用者の承諾等を得て本サービス

を利用する者が行った不正利用

- (7) 利用者が譲渡、貸与又は担保に差し入れたモバイル端末による不正利用
 - (8) 利用者が本規約、その他当社の定めに違反している場合
 - (9) 第2項の申告、請求の内容について、全部若しくは一部が虚偽、又は整合性を欠いているなど、虚偽の疑いがある場合
 - (10) 利用者が不正利用に関係している（不正利用により不当な利益を得ている、不正利用に協力しているなど）、又は被害状況の説明が不自然、不正利用者との接点があるなど、共謀の疑いがある場合
 - (11) 前回の補償請求から1年以内の利用者の過失に起因する不正利用に係る補償請求である場合
 - (12) 補償対象の不正利用に関して、第2項に規定する努力、協力等を行わない場合
 - (13) 利用者が不正利用を認識した後、不正利用による損害の拡大防止のための行為を行わないことによって損害が発生した場合
 - (14) 戦争、災害、疫病、地震等、社会的混乱の際に生じた不正利用
 - (15) その他、合理的な根拠をもって、当社が前号各号に準ずる不相当と認める事情がある場合
5. 当社は、前項の審査の結果、補償を提供すると判断した場合、補償の内容は以下のとおりとします。
- (1) 利用者が第三者に不正利用された金額（不正利用の際に生じた本サービスに関する手数料を含みます。）から、当社以外の第三者から回収できた金額を差し引いた金額の補償を行います。
 - (2) 不正利用による損害について、利用者が当社以外の第三者から補償を受けられる場合、損害の額が当該第三者からの補償額を超過する場合に限り、当該超過額の補償を行います。
 - (3) クレジットカード情報が不正利用された場合については、当該クレジットカードの発行元（連携先）と協力して補償を行います。
 - (4) 補償は、TwooCa カフェテリア残高、TwooCa バリュー残高の各残高の補償額に相当する額を各残高に加算する方法により、本条の補償を行います。

第37条 （利用者への連絡、登録情報の変更等）

- 1. 本サービスに関する当社から利用者への連絡は、TwooCa アプリ内への掲示その他当社が適当と判断する方法により行います。
- 2. 利用者からの本サービスに関する当社への連絡は、TwooCa アプリ内のお問い合わせフォームの利用又は当社が指定する方法により行っていただきます。
- 3. 利用者は、当社に登録する一切の情報（利用者自身に関する情報を含みますが、こ

れに限りません。) について変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により当該変更を当社に届け出なければなりません。

4. 当社は、届出のあった氏名、住所に宛てて送付書類を発送した場合、延着し又は到達しなかった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第38条 (業務委託)

当社は、本規約に基づく本サービスの運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第39条 (法令に基づく情報提供)

当社は、各法令に基づく情報提供について次の Web サイトにて公表します。

1. 資金決済法に基づく情報提供
資金決済法に基づく表示(前払式)
資金決済法に基づく表示(資金移動業)
2. プライバシーポリシー
プライバシーポリシー
3. 個人データの共同利用について
個人データの共同利用について

第40条 (本規約の変更)

1. 本規約を変更する際には、あらかじめ変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、TwooCa アプリ内の適宜の場所へ掲示するとともに、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所へ掲示する方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、本規約の内容は、変更後の本規約によります。
2. 本規約の変更があった場合、利用者は、本規約の変更後も引き続き本サービスを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第41条 (準拠法及び裁判管轄)

本規約の準拠法は日本法とし、本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2025 年 3 月 21 日から適用します。

2021 年 7 月 1 日制定
2022 年 9 月 1 日改定
2023 年 10 月 1 日改定
2023 年 12 月 7 日改定
2024 年 6 月 21 日改定
2024 年 7 月 1 日改定
2025 年 3 月 21 日改定